

公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

2020年2月17日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副 理 事 長 信 谷 和 重

1. 調達内容

- (1) 案件名 「新輸出大国エキスパート業務（法務、税務・会計分野）（スポット型）」にか
かかる業務委託先の公募
- (2) 採択予定人数 15名程度を予定（法務分野：10名程度、税務・会計分野：5名程度）
- (3) 調達案件の仕様等 公募説明書による
- (4) 履行期間 契約締結日から2021年3月31日まで
- (5) 履行場所 公募説明書による
- (6) 公募方法
 - ① 応募者（個人又は法人）は、公募説明書に指定する応募書類をもって申し込むこと。法人による応募の場合、応募者は複数の業務従事予定者を提示することができる。公募説明書で定める評価基準を基に選定し、高い評価を得た者15名程度について、応募者たる個人又はそれぞれが所属する企業・団体を採択者として決定する。
 - ② 応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 競争参加資格

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第12条に該当しない者であること。
- (2) 採択後、速やかに、令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格申請
(<https://www.jetro.go.jp/procurement/registration/>) を行うことができること。

3. 応募資格

- (1) 個人又は法人格を持つ企業・団体（地方公共団体を除く）であり、採択通知後速やかに本事業に関する委託契約を日本貿易振興機構との間で直接締結できること。
- (2) 公示の日から応募書類の受領期限までの間、契約に関し日本貿易振興機構から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 経済産業省が定める経済産業省所管補助金交付などの停止及び契約に係る指名停止などの措置に該当しないこと。
- (4) 法人による応募の場合、本事業を運営・管理できる能力を有しており、本事業を実施するための実施体制及び管理体制が整備されていること。また、そのために必要な経営基盤を有していること。
- (5) 日本貿易振興機構が求める経理及びその他の事務についての説明・報告ができるなど、日本貿易

振興機構が本事業を委託する上で必要とする措置に適切に対応できること。

- (6) 個人による応募の場合、反社会的勢力、又はこれに類似する企業・団体に所属する個人でないこと。法人による応募の場合、反社会的勢力、又はこれに類似する企業・団体でないこと。
- (7) 個人による応募の場合、公募説明書「4. 応募者及び業務従事予定者の要件」を満たすこと。法人による応募の場合、同要件を満たす業務従事予定者が1名以上いること。

4. 応募書類の提出場所等

(1) 応募書類の提出場所・問い合わせ先

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階

日本貿易振興機構 お客様サポート部 海外展開支援課

担当：高原、土屋、相原

TEL：03-3582-8337

E-mail：CSE-Expert@jetro.go.jp

※提出は信書便（書留郵便等配達記録が残るものに限る）、持参、E-mailのいずれかに限る。

信書便又は持参により提出する場合は、公募説明書で定める様式（電子媒体）をE-mailでも提出すること。

※FAXでの応募は受け付けない。

※応募書類は返却しない。

※応募書類の作成や面談に係る旅費など、本公募に関して生じた経費は支給しない。

(2) 公募説明書の交付場所

本公告の日から上記4. (1)のE-mail宛に申請した者及び4. (3)で示す公募説明会会場にて交付。

E-mailによる申請には以下を記載のこと。

- ・メールの件名に「【新輸出大国エキスパート業務（法務、税務・会計分野）公募】」と記載すること。
- ・法人名、部署名
- ・法人担当者氏名
- ・電話番号
- ・公募説明書を申請する旨

(3) 公募説明会の日時及び場所

2020年2月25日（火）10時00分～11時00分

日本貿易振興機構 本部（東京） 5階入札室

※法人による応募の場合、説明会参加者は1社・団体につき最大2名とする。

(4) 応募書類の受領期限

2020年3月3日（火）17時00分（信書便、持参、電子媒体いずれも必着）

※郵送の場合は、封筒に「新輸出大国エキスパート業務（法務、税務・会計分野）応募書類 在中」と朱書きすること。

※その他、書類提出にかかる注意事項は公募説明書を参照すること。

(5) 採択結果通知

2020年4月中旬(予定)に書面にて通知する。

5. 業務委託の金額

1 委託あたり2,104,000円(消費税及び地方消費税別)を上限とする出来高精算とする。ただし、本事業に係る予算が措置されない場合には、委託期間を変更又は案件を取り止めることがある。本事業に係る国内出張経費は、日本貿易振興機構の旅費規程等に基づく実費精算とする。詳細は、公募説明書に示す「出張要領」及び契約後に配布する業務実施マニュアル(仮称)で定めるとおりとする。なお、特に記載のない費用については業務委託費に含まれる。

6. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 応募者は採択結果通知日の前日までの間において、日本貿易振興機構より当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 詳細は公募説明書による。
- (5) 本案件は2020年度に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間の変更又は案件を取りやめることがある。

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）